

令和8年度住宅用再エネ機器導入報奨金のご案内

1. 本制度について

太田市では、2050年カーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーである太陽光発電の推進を図るため、住宅用再エネ機器を設置した個人を対象に、報奨金を太田市デジタル金券（OTACO）で支給します。

2. 支給対象者

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、自己が居住する(*1)市内の住宅に、対象機器を設置した個人を対象とします(*2)。

ただし、報奨金の申請時において、申請者と同一世帯に属する者に市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の滞納がある者は対象外とします。

(*1) 申請者の住民登録により判断します。

(*2) 法人・事業者の場合は対象になりません。

3. 対象機器と支給金額

以下の機器を対象とし、太田市デジタル金券（OTACO）で支給します。ただし、全て新品での設置の場合に限ります。

(1) 太陽光発電システム

- ・ 発電出力が2 kW以上7 kW未満であるもの（50,000円相当のOTACO）
- ・ 発電出力が7 kW以上であるもの（70,000円相当のOTACO）
- ・ 既存のシステムへの増設（パネルのみの増設など）は対象外とします。

(2) 定置用蓄電システム（一律50,000円相当のOTACO）

- ・ 常時住宅用太陽光発電システムと接続し、蓄えた電力を当該住宅で利用できるもの
- ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業の蓄電システム製品登録を受けた製品 ※申請には、パッケージ型番の記入が必要となります。
- ・ 蓄電容量の合計が4 kWh以上であるもの
- ・ 既存のシステムへの増設（蓄電池ユニットのみの増設など）は対象外とします。

4. 受付期間

受付期間：令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）（土日祝日を除く）

（受付時間）午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

※正午～午後1時に申請する場合は、担当者不在の場合があるため、事前にご連絡ください。

5. 申請方法

市役所 5階脱炭素推進室へ申請書類一式を持参してください。(郵送不可)

必要なもの：支給申請書（様式第1号）、以下の《添付書類》①～④、窓口に見える方の本人確認
ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、その他は要相談）

※申請書は、太田市ホームページからダウンロード 又は 脱炭素推進室窓口で配布します。

《添付書類》

①住宅用再エネ機器導入証明書（様式第3号）

作成例を参考に、設置事業者が作成してください。

②対象機器の設置状況を確認できる写真

※蓄電システムのみ申請には、太陽光発電システムの設置を確認できる写真も必要です。

③OTACOの会員コードを確認できる書類

「OTACOの画面のスクリーンショットの写し」、「OTACOの磁気カードの写し」など

※事前に会員登録（Chiicaアプリのインストール）が必要です。

④委任状と申請者の本人確認書類の写し

ホームページに参考の書式を掲載していますので、適宜ご利用ください。

※申請者以外（ご家族の方を含む）が手続きする場合は必要です。

※法人を代理人とする場合、法人への所属を示す書類（社員証等）も必要です。（名刺は不可）

6. 支給方法

支給決定後、アカウントにOTACOポイントを付与します。（通常、申請受付の翌月末ごろ）

お問い合わせ先 太田市 産業環境部 脱炭素推進室

TEL) 0276-47-1953 FAX) 0276-47-1881 E-mail) 025660@mx.city.ota.gunma.jp